【インフルエンザ出席停止期間早見表】

平成２４年度４月～

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後２日を経過するまで」から「発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで」に変わりました。

発症した日から数えると最低６日間の出席停止が必要ということになります。その後は解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

	発症日 ０日目	発症後 １日目	発症後 ２日目	発症後 ３日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	発症した後５日を経過後		
例１	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目			
	出席停止	→	→	→	→	→	登校可能		
例２	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	発症後 ５日目			
	出席停止	→	→	→	→	→	登校可能		
例３	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目			
	出席停止	→	→	→	→	→	登校可能		
例４	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	登校可能	
	出席停止	→	→	→	→	→	→		
例５	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	登校 可能
	出席停止	→	→	→	→	→	→	→	